

【研修仕様書】

研 修 名	子どもの権利擁護推進のための研修
研 修 目 的	子どもやその家庭の支援に携わる関係機関・関係者（児童相談所職員、子どもはぐくみ室職員、社会的養護関係施設職員や里親等）が、子どもの意見表明や権利擁護の取組の意義や内容について理解を深めることにより、京都市における子どもの権利擁護のための取組の更なる推進及び児童福祉の向上を図る。
受 講 対 象 者	<p>① 京都市職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所（一時保護所含む）職員 ・各区・支所子どもはぐくみ室職員 ・子ども家庭支援課職員 ・その他子どもやその家庭の支援を行う所属の職員 <p>② 施設職員等（いずれも本市所管施設等が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設の職員 ・児童自立生活援助事業所の職員 ・里親、ファミリーホームの養育者
受 講 予 定 人 数	<p>① 京都市職員対象研修：定員 50 名</p> <p>② 施設等職員対象研修：定員 50 名</p> <p>③ 京都市職員・施設職員等合同研修：定員 80 名</p>
研修日数・時間 研 修 回 数	<p>○ 1 回 2 ～ 3 時間程度（5 回実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市職員対象 1 回（同一の内容可） ・施設職員等対象 2 回（同一の内容可） ・京都市職員及び施設職員等対象 2 回（同一の内容不可）
実 施 予 定 時 期	令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月のうち 5 日間
研 修 方 法	講義（録画映像によるものは不可）、演習
研 修 内 容	<p>以下の内容について、講義及び演習を交えながら実施すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利条約及び子どもの権利擁護について 2 子どもアドボカシーの理念、意義や原則について 3 社会的養護経験者等（当事者）の立場から見たアドボカシーの重要性について 4 意見表明等支援事業について（本市一時保護所、児童養護施設における事例紹介含む） <p>※ ③京都市職員及び施設職員等合同研修 2 回のうち 1 回について、一時保護所と令和 8 年度意見表明支援事業業務受託事業者（アドボカシーセンター KYOTO）と協同して研修内容の調整及び講義を行うこと。当課でも研修内容としての調整に必要な連絡等の仲介は行うが、講師としての派遣にあたり、費用負担が発生する場合は本契約の契約金に含むものとする（児童相談所一時保護所職員へは不要）。</p> <p>※ その他、制度理解に有益と考えられる内容について含めることができる。</p>
上 限 金 額	414,000 円